

介護予防支援サービス利用契約書

介護予防支援サービスの利用に関し、当該サービスの利用を希望するもの（以下、「甲」という。）と（センター設置法人名称）第 地域包括支援センター（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約を締結します。

（介護予防支援サービスの提供）

第1条 介護保険法関連法令及びこの契約書に従い、甲に対し可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防サービス計画を作成し、かつ、介護予防サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の適宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日で、甲の有する要支援認定有効期間における介護予防サービス計画作成に必要な期間とします。
2 上記契約期間満了日の7日以上前に甲から文書による契約終了の申し出がない場合、乙は甲に対し、更新時点での甲の要支援状態と契約更新の意思を確認し、新たな有効期間満了日まで契約を更新するものとします。

（介護予防サービス計画の作成）

第3条 乙は、担当者を定め、介護予防サービス計画を作成します。
2 担当者は、サービスの作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守します。
一 甲の居宅を訪問し、甲及び家族から情報を収集し、解決すべき課題の把握に努めること。
二 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
三 提供される介護予防サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス計画を作成すること。
四 上記計画に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること。
五 要支援の判定前に介護予防サービスの利用を希望する場合、その必要性を相談し、保険給付対象外となる場合（認定の結果非該当（自立）となった場合や、認定後の支給限度額を上回った場合）について十分な説明を行うこと。

六 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医の意見を求め、その指示がある場合は、これに従うこと。

六 甲及び家族の希望をできる限り尊重すること。

(介護予防サービス計画原案の委託)

第4条 乙は、甲及び家族の了解を得たうえで、介護予防サービス計画の原案を居宅介護支援事業者に委託することができます。居宅介護支援事業者は、前条第2項に定める事項を遵守し、介護予防サービス計画の原案を作成します。

(介護予防サービス計画作成後の援助)

第5条 乙は、甲及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実績を常に把握するように努めます。

2 乙は、甲が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は再評価を行い、サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者と連絡するなど必要な援助を行います。

3 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関係機関との連絡調整を行います。

(契約の満了)

第6条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 第7条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 二 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 甲が非該当（自立）の認定を受けた場合。
- 四 甲が介護保険施設等へ入所した場合。
- 五 甲が要介護認定を受けた場合。
- 六 甲が死亡したとき。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙に対し、この契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解約できます。

- 一 乙が、正当な理由なく介護保険法関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。

- 二 乙が、守秘義務に違反したとき。
- 三 乙が、事業を継続することが困難になった場合。

(乙の解除権)

第 8 条 乙は、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為によりこの契約の目的を達することが不可能となり、かつ改善の見込みがないときは、甲に対し 1 ヶ月間の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

(損害賠償)

第 9 条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。

(秘密保持)

第 10 条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当目的に使用しません。

2 乙は、この契約による業務に従事するものに対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知します。

3 乙は、甲及び甲の家族の個人情報を用いる場合は、甲及び甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いません。

4 前 3 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(記録の整備、閲覧)

第 11 条 乙は、甲に対する介護予防支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より 2 年間保存します。

(契約外条項)

第 12 条 本契約に定めない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙は署名押印のうえ、各1通を保有します。

年 月 日

(甲・サービス利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代理人)

住 所

氏 名

印

甲との続柄

署名代理の理由

(乙・介護予防支援事業者)

法人住所

法人名称

介護予防支援事業所名称

法人代表者名

印